

平成27年3月27日 内閣府(防災担当)

東京都三宅村における火山災害の災害期間の延長及び東日本大震災に係る激甚災害の特例措置の適用期間の延長等について

(1)東京都三宅村における火山災害の災害期間を延長する政令、(2)東日本大震災に適用している中小企業信用保険法の特例期間を延長する政令、(3)激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部を改正する政令の3件が、本日閣議決定されました。

〇 政令の概要

(1) 平成十二年から平成二十五年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に 係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関 する政令の一部を改正する政令

東京都三宅村の火山災害については、平成12年に噴火が始まり、平成15年3月に局地激甚災害に指定したところですが、火山ガスによる災害が継続しているため、毎年、災害期間を1年ずつ延長してきています。

平成26年においても災害が継続していたことから、災害期間を更に1年間延長するものです。

(2) 東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

東日本大震災により被害を受けた中小企業者に関する特別の助成として講じている、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置(法第12条)について、被災中小企業事業者の資金需要が引き続き見込まれることから、適用期間を1年間延長しようとするものです。

(3)激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部を改正する政令

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」等により、「激甚災害法」 が改正され、新たに幼保連携型認定こども園等が災害復旧事業の対象施設に追加 されました。法律が平成27年4月1日に施行することから、「激甚災害に対処 するための特別の財政援助等に関する法律施行令」についても改正するものです。 参考:適用措置の概要

- (1) <東京都三宅村の火山災害に適用している措置>
- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第3条、第4条) 道路、河川等の公共土木施設等の災害復旧事業等について、国庫補助率のか さ上げを行います。(過去5か年の平均69% → 84%)
- ② 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条) 農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、国庫補助率のかさ上 げを行います。(過去5か年の平均84% → 93%)
- ③ 森林災害復旧事業に対する補助(法第11条の2) 都道府県、市町村、森林組合等が行う被害木の伐採・搬出、造林等の森林災 害復旧について、国が事業費の1/2を補助します。
- ④ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法第24条) 小規模な災害復旧に充てる地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算 入します。
- (2) <東日本大震災に適用している措置(今回期間延長する措置)>

中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(法第12条) 激甚災害の被害を受けた中小企業者に対し、中小企業信用保険の保険限度額 の別枠化等を行います。

〇 今後の予定

公布: 3月31日(火)

施行: 政令の概要(1)及び(2) 3月31日(火) 政令の概要(3) 4月 1日(水)

(担当)

内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(事業推進担当)付 山田狩、小泉、阿部

代表: 03-5253-2111 (内線 51382, 51383)

直通: 03-3501-5696